

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第九條 麻薬取締官の定数は、 <u>三百四人</u> とする。 （麻薬取締官の定数）	第九條 麻薬取締官の定数は、 <u>三百一人</u> とする。 （麻薬取締官の定数）